

生活困窮者自立相談支援業務等プロポーザル実施要領

1 目的

様々な悩みを抱えた生活困窮者及び生活保護受給者をその困窮状態から脱却させ、自立した生活を営めるようにすることを目的としている。

そのためには、生活困窮者においては総合的なアセスメントを行い、支援を必要とする者に対し、適切なアプローチ及び関係機関等への連携等を実施できる幅広い専門的知識を有する支援員が求められる。

また、上記相談員を配置し、相談支援を行うにあたっては、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業との一体的な実施体制を構築でき、さらには生活保護制度下における類似支援を要する生活保護受給者に対しても支援を行うことのできる事業者が望ましいことから、広く事業者より提案を募集するプロポーザル方式を用いるものである。

2 委託業務

- (1) 生活困窮者自立相談支援業務
- (2) 生活困窮者就労準備支援業務
- (3) 生活保護受給者求職支援業務

3 業務内容

別紙1「生活困窮者自立相談支援事業等業務仕様書」のとおり。

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 提案限度額

各委託業務の上限額は次のとおりとする。なお、全て消費税及び地方消費税を含む金額である。

- (1) 生活困窮者自立相談支援業務：43,973,000円（税込）
- (2) 生活困窮者就労準備支援業務：7,116,000円（税込）
- (3) 生活保護受給者求職支援業務：18,617,000円（税込）

6 参加資格要件

次の条件を全て満たす事業を遂行する能力を有すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 西宮市の指名競争入札参加資格者名簿（令和2年度）に登載されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去において自立支援事業又は就労支援事業（就労準備支援事業を含む）の元請実績があること。
- (7) 個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。

7 スケジュール

	内 容	日 程（予定）
①	募集開始	令和2年11月12日（木）
②	質問受付締切	令和2年12月4日（金）
③	質問に対する回答公表	令和2年12月9日（水）
④	参加申込書及び企画提案書等提出期限	令和2年12月25日（金）
⑤	1次選考結果通知	令和3年1月8日（金） 発送
⑥	2次選考（プレゼンテーション）	令和3年1月26日（火）
⑦	選定結果通知	令和3年2月上旬
⑧	契約締結	令和3年4月1日（木）

8 参加申込及び企画提案書提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類の種類及び部数は表1のとおりとする。

なお、企画提案書等を作成するにあたっては、別紙2「生活困窮者自立相談支援業務等プロポーザル企画提案書等作成要領」に従うこと。要領に則っていない書類は失格とする。

【表1】

	提出書類	部数
①	参加申込兼誓約書（様式第1号）	1部
②	暴力団の排除の推進に関する条例についての誓約書（様式第2号）	1部
③	企業概要書（様式第3号）	1部
④	会社組織図（様式任意）	1部
⑤	決算財務諸表（様式任意） （貸借対照表、損益計算書、利益処分案及び附属明細書）	1部
⑥	企画提案書（様式任意）	正本1部 副本7部
⑦	業務受託実績（様式第4号）	正本1部 副本7部

⑧	人員配置予定表（様式第5号）	正本1部 副本7部
⑨	見積書（様式第6号）	正本1部 副本7部

(2) 提出期限

令和2年12月25日（金）17時30分まで（必着）

※ 上記提出書類一式を郵送又は持参により提出（郵送の場合は厚生課に必着）

※ 郵送の場合は、表面に「プロポーザル企画提案書類在中」と記載すること。

(3) 提出先

健康福祉局生活支援部厚生課援護チーム（西宮市役所西館3階）

(4) 郵便事故等により提出期限に間に合わなかった場合でも、本市は一切の責任を負わない。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和2年12月4日（金）17時30分まで（必着）

(2) 受付方法

次のメールアドレスへ件名を付し、メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載し、質問書（様式第7号）を添付のうえ送信すること。

ア メールアドレス

kousei@nishi.or.jp

イ 件名

「生活困窮者自立支援プロポーザル質問」

(3) 回答方法

本市ホームページで公開する。

(4) 上記の方法以外（FAX、電話及び来庁による口頭等での質問等）は受付けない。

(5) 受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。なお、メールサーバによる遅延等のため受付期限に間に合わなかった場合も、本市は一切の責任を負わない。

10 受託候補者の選定

(1) 1次選考（書類審査）

参加資格要件及び提出書類が本実施要領、企画提案書等作成要領その他関係書類に則っているかを審査する。

なお、上記審査後有効である応募者が5事業者を超えた場合は、厚生課において、業務実績、提案見積額等客観的内容による審査を行い、上位5事業者を選定する。

(2) 2次選考（プレゼンテーション）

ア 実施日時

令和3年1月26日（火）予定

イ 場所

1次選考入選者に対し別途通知する。

ウ 時間

1事業者あたり概ね40分程度（プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度）とする。

エ 出席人数

1事業者2人までとする。

オ 留意事項

（ア）パソコン及びプロジェクタ等の機器貸出し及び持込みは認めない。

（イ）事前に提出した企画提案書一式を基にプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

（ウ）1次選考入選者が1事業者の場合であっても、プレゼンテーションは実施する。

（エ）プレゼンテーションは、西宮市情報公開条例第6条第5項の規定に基づき、非公開にて実施する。

（3）選考の方法

ア 選定委員会の各委員が、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリング等の内容を審査し、表2に示す審査項目により採点を行い、採点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

イ 最高合計得点を獲得した事業者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い事業者を受託候補者として選定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長の得点が高い事業者を受託候補者として選定し、委員長の得点も同点だった場合は、抽選のうえ決定する。

ウ プレゼンテーション参加事業者が1事業者の場合においては、選定委員会の委員が行った採点の合計が6割を超えた場合、当該事業者を受託候補者とする。

【表2】審査項目

	審査項目	採点割合（1委員）	評価基準
①	基本事項	30 / 145	別紙3「選定評価基準」
②	実施方法	65 / 145	
③	運営体制	35 / 145	
④	費用対効果	15 / 145	

（4）選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に対して書面にて通知するとともに、受託候補者名をホームページにて公表する。

なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせ等には一切応じない。

1 1 辞退

- (1) 参加申込書及び企画提案書提出後、1次選考（書類審査）結果の通知を通知するまでに2次選考（プレゼンテーション）への参加を辞退する場合、参加辞退届（様式第8号）を1部提出すること。その際には、本市から交付した関係書類は全て返却すること。
- (2) 1次選考（書類審査）の結果を通知した後、2次選考（プレゼンテーション）への参加を辞退する（プロポーザルへの参加を辞退する）ことは、認められない。

1 2 失格及び参加申込書等の無効

- (1) 参加事業者が、参加資格要件を満たしていない場合は、1次選考（書類審査）において、失格とする。
- (2) 1次選考（書類審査）後、契約締結までの間に参加資格要件を喪失した場合は、その時点で失格とする。
- (3) 次のいずれかに該当する参加申込書等の提出書類は無効となり、当該事業者は1次選考（書類審査）において、失格とする。
 - ア 参加申込書等に虚偽の記載があった場合
 - イ 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合
 - ウ その他別紙2「生活困窮者自立相談支援業務等プロポーザル企画提案書等作成要領」の定めと反すると認められる場合
- (4) 2次選考（プレゼンテーション）において、事前に提出した企画提案書一式以外の追加提案や追加資料の配布を行った場合、当該事業者は、失格とする。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (5) 参加事業者及びその関係者が選定に対する不当な要求を行った、あるいはその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったと認められる場合は、2次選考（プレゼンテーション）の結果受託候補者として決定した後であっても、失格とする。

1 3 委託契約の締結

受託候補者として決定した事業者と事業細目について協議を行い、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させうえて、西宮市契約規則に従い契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「1 2 失格及び参加申込書等の無効」の規定により失格等になった場合は、2次選考（プレゼンテーション）で次点とされた事業者を受託候補者として協議を行う。

なお、本委託業務は、令和3年度当初予算が成立することを前提に進めており、同予算が成立した場合に、契約を締結する。

1 4 情報公開について

- (1) 第三者からの情報公開請求があった場合、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）の規定に基づき、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除き、公開する。

ただし、受託候補者選定期間中は、同条例第6条第5項の規定に基づき、非公開とする。

- (2) 上記(1)には、提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、同書類を含んでおり、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報についてのみ非公開とする。

1.5 その他留意事項

- (1) 生活困窮者自立相談支援業務及び生活困窮者就労準備支援業務を実施するに当たり、厚生労働省が提示している「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成27年3月19日）」を理解すること。
- (2) 本業務の全て又は一部を第三者に再委託することは認められない。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は一切返却しない。
- (5) 提出期限後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (6) 本件に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならない。

1.6 担当部署（問い合わせ先）

西宮市健康福祉局生活支援部厚生課援護チーム 担当：新谷
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所西館3階

TEL：0798-35-3144

FAX：0798-36-3078

E-mail：kousei@nishi.or.jp

以上